機関紙
ほくだい

北海道大学教職員組合
【電話】011-746-0967（FAX 兼用）
内線：2083、3994
HP：https://hokudai-shokuso.sakura.ne.jp/
メール：kumiai@hokudai-shokuso.sakura.ne.jp

団体交渉を行います

2019 年 12 月 17 日 15 時～

北大教職員組合は、11 月 18 日に「非正規職員の雇用年数等の見直し」を要求事項とする団体交渉を申し込みました。

要　求　事　項

現行ルールである「非正規職員の雇用年数等の見直しについて（教育・研究従事者及び病院の診療等従事者を除く）」2012 年12 月25 日役員会決定）に挙げられている「1）障害者を雇用する場合」及び「2）地域性や特殊な技能・免許等を必要とする職種で代替者を得られない場合」といった「特例」の対象者以外であっても、北海道大学の教育研究力の強化という観点から「5 年を超える労働契約更新」に道を開くような、新たな制度設計を検討すること。

このことに関連して、大学が、5 月より各部局（33 部局）に対しヒアリングを実施した結果について、情報開示・説明を行ない、制度設計に関して当組合と協議することを求める。

※申込書は北大教職員組合のホームページに掲載しています。そちらをご覧ください。

交渉終了後、報告会＆望年会

報告会：１２月１７日（火）16 時１５分頃～　17 時過ぎから望年会
会　場：組合書記局

団体渉終了後、16 時１５分頃から組合書記局で報告会を行います。最初からでも途中からでもご参加ください。出入り自由です。

17 時過ぎから報告会から望年会へと切り替え、オードブル・つまみとビールなど飲み物を用意しますので、ぜひご参加ください。

委員長・書記長のご厚意により、会費はかかりません。望年会は 19 時頃終了する予定です。

まだ交流したい・飲みたい方は二次会へどうぞ。

交渉内容の報告はなるべく早くに出す予定です。

連載　同一労働同一賃金シリーズ（1）

非正規職員の皆さん、こんな事例はありませんか？

・正規職員と業務内容が変わらない。
・業務の責任が正規職員と同じ程度である。
・高度な知識（語学など）や経験が必要である。
・正規職員に仕事を教えている。
・正規職員が自分にできない仕事を振ってくる。

来年度から、正規職員との不合理な差別が法律で禁止されます。

2020年4月1日　「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されます！

（正式名称：「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）

これは働き方改革関連法案のひとつです。

- 「給与」や「手当」、「休暇」、「教育訓練」などのあらゆる不合理な差別が禁止されます。
- 大学は非正規職員からの求めに応じて、待遇差の理由を説明しなければなりません。（「非正規だから手当が出ません」は理由になりません）
- 説明を求めた職員に対する不利益扱いは禁止されています。

ポイント①

均衡待遇（第８条）：不合理な待遇差の禁止

※職務内容に違いがあれば、その違いに応じた待遇にしなければならない。

ポイント②

均等待遇（第９条）：差別的取扱いの禁止

※職務内容が同じであれば、同じ待遇にしなければならない。

「同一労働・同一賃金ガイドライン」には、こんなことが書いてあります。

・昇給　昇給であって、労働者の勤続による能力の向上に応じて行うものについては、同一の能力の向上には同一の、違いがあれば違いに応じた昇給を行わなければならない。

※北大の例では、事務補佐員は日給8,700円で、事務補助員は時給1,120円で頭打ち。

つまり、正規職員は昇給しているのにもかかわらず、非正規職員は頭打ちの金額以降昇給しないので違法です。

・賞与　ボーナス（賞与）であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、同一の貢献には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。

※短時間勤務職員は賞与が無いため違法です（北大で働いている以上、大学への貢献が全くないということはあり得ません）。契約職員や嘱託職員についても基本給で既に差がつけられている上に、賞与の支給月数で二重に差が付けられているため違法の可能性が高いと思われます。

「非正規だから昇給無し、ボーナス無し」は（来年度から）違法です！

雇用が不安定な分、非正規職員の方が正規職員より賃金が高いのが世界の常識です。

北大の正規職員と非正規職員との間には、他にもこんなに待遇差があります（下表）。来年度の「パートタイム・有期雇用労働法」施行に向けて不合理な待遇の改善を目指しましょう！

職員区分	正規職員	契約職員	短時間勤務職員	嘱託職員
扶養手当	○	×	×	×
地域手当	○	○	×	×
住居手当	○	○	×	×
寒冷地手当	○	○	×	×
期末手当	○	△	×	△
勤勉手当	○	△	×	×
退職手当	○	○	×	×
ボランティア休暇	○	×	×	○
結婚休暇	○	×	×	○
父母の追悼休暇	○	×	×	○
人間ドック休暇	○	×	×	○
産前休暇	○	○（無給）	○（無給）	○
産後休暇	○	○（無給）	○（無給）	○
保育休暇	○	○（無給）	○（無給）	○
介護休暇	○	○（無給）	○（無給）	○
病気休暇（業務上）	○	○（無給）	○（無給）	○
病気休暇（通勤）	○	○（無給）	○（無給）	○
生理休暇	○	○（無給）	○（無給）	○

（副委員長・日下稜）

行事報告❶　第 30 回医科系大学教職員懇談会に参加して

11月30日、12月1日の2日間にわたり、岡山大学鹿田キャンパス記念館にて「第30回医科系大学教職員懇談会（医大懇）」が「安心・安全な医療、安心して働き続けられる大学病院を」というスローガンのもと開催されました。今回、参加する機会をいただきましたので詳細をご報告いたします。

当日は全国10大学より32名が参加し、２つの分科会に分かれて協議が行われました。

協議に先立ち、病院協議会幹事会から医大懇の目的や取り組み、国立大学を取り巻く現状について基調報告がなされました。

続いての記念講演では、東京法律事務所の弁護士である笹山尚人氏が「労働関係法を活用し、いきいきとした組合活動を！」をテーマに、労働組合として適切に病院が運営されているかを確認する事の重要性や、労働関係法上において保障されている労働組合本来の力を活かす方法について分りやすく解説されました。いきいきとした組合活動をどのように行っていくのかを考える機会となりました。

その後の第1分科会では「安全・安心な医療をめざして、教職員の労働条件改善を」と題して多職種で情報共有を行いました。第2分科会では「魅力ある組合と組織づくり」と題して各大学の組合加入に対する取り組みなどについての協議が行われました。

私の参加した第1分科会では、病院職員の夜勤の現状や任期付き契約職員の雇止めといった議題があがり、それぞれの大学が持つ問題点について協議しました。その後の交流会でも各大学からの情報提供や意見交換をもとに、幅広く議論することができました。

私は入職1年目で医大懇に参加させていただきましたが、多くの方からご教示いただき、教職員組合の役割や医大懇の指針を理解することができました。そして、安全・安心な医療を提供できるように、全国の国立大学病院で働く教職員の力を合わせ、患者、国民にとってより良い大学病院とするための努力が重要であると痛感いたしました。

（病院班　若林侑輝）

行事報告❷　全大教技術職員部会報告（2019/11/30）

技術職員部部長の開会挨拶の後、静岡大学増田さんより「技術部の人事事項の公平化を求める意見書（2018/5/31）に対する説明のレポートを頂きました。定年も近づき、心配でしたが結果として５級昇格を勝ち取りほっとした様子が窺えました。

次は名古屋大学児島さんより名古屋大学と岐阜大学統合の話を頂きました。経団連、文科省、指定国立大学制度、内閣府、少子化等の要因が重なり、東海国立大学機構として来年スタートすることとなります。経営の効率化、教育研究の強化が目的ですので引き続き注視が必要です。

続いては全大教中執の宮本さんより全大教の財政状況の説明をして頂きました。非常に厳しく、寂しい内容であり、今後、全国の技術職員が顔を合わせる機会はなくなるかもしれないとのことでした。その後休憩を挟んで、昇格・手当支給実態の調査結果を議論いたしました。高専機構の 47 歳在級 11 年の４級昇格基準は公の指標として有効です。組合できっちり行動してきた大学はその指標を上回り 46 歳で４級昇格をしている大学もちらほら出てきています。

（耕地圏班　持田大、農学部班　山川育生）

行事報告❸　合同教育研究全道集会の報告

今年の合同教研は、11 月９日、10 日札幌学院大学を会場として行われた。「第 19 分科会国民のための大学づくり」の概要を報告する。

１日目は、北海道大学関係の報告をまとめて行った。まず、「「国民のため」ではない「大学」とはどんなものか？:「国民のための大学」を考えるために」（北海道大学）が、総長解任問題にみるトップダウン式大学運営の限界や、原発をめぐる学問の自由について問題提起を行った。

「北海道大学における非常勤職員の公募についての考察」（北海道大学）は、過去 17 か月間のハローワーク求人募集情報を分析し、再就職の実態など推定したもので、今後とも継続した分析が必要であることが明らかになった。

なお、ハラスメント問題に関する非公開報告が１本あった。「教員志望の学生が悩むだけで居られる居場所づくりー教員志望者をつなぐ会ー」（北海道大学大学院生）は、教員志望の学生が「教員志望者をつなぐ会」を設立し４大学から学生・院生が集まり自由に話し合う、という貴重な活動を行っていることを発表した。

２日目は、私立大学関係の報告をまとめて行った。「道庁からの私大「天下り」問題を考える」（道私大教連）が、酪農学園大学理事長に元副知事が就任して以降の混乱を克明に報告した。大学の意思決定が行政機関と同様のトップダウン方式に変えられたこと、理事会側が教員を訴える裁判が２件提起され、１つは高裁判決により教員側が勝訴、もう１つは和解が成立（理事会側が学長解任を撤回）したことが報告された。

「札幌大学はなぜ「法人主導」の運営を止められないのか？」（札幌大学）は、札幌大学におけるガバナンス問題を分析し、道庁、銀行からの天下りにより理事会が構成され、札幌大学運動部出身者が事務職員に採用され、上意下達が一層徹底されたことを明らかにした。

私立大学で起きている問題の深刻さに驚くとともに、ガバナンス改革を進める国立大学の近い将来の姿であることを確信した次第である。

（文学部班　白木沢旭児）

【コラム】大学がストを実施！？

研究のために加入しているメーリングリストで突然、英国で開催される研究集会などが次々とキャンセルになり、何ぞやと思って調べたら、何とイギリスの多くの大学で講師や他のスタッフによるストが行なわれているとのことです。11 月 25 日から８日間の予定で、中にはピケが張られた大学もあるようです（詳しくは報道記事 http://prt.red/8/strike をご覧ください）。機関紙「ほくだい」の今号が配布される頃には終了しているでしょうが、大学自体でもストライキがあるというニュースに驚きました。（なお、Web 上に色々な素材があるため学生の自主学習には問題はない、とのことです。）大学教職員も自らの労働者性を改めて考えてみてもよいかもしれないな、と思わせられました。（11 月 26 日記す。書記長・戸田聡）

《当面する行事等》

12/17 団体交渉　15:00～　終了後報告会＆望年会（組合書記局）
12/18 同一労働同一賃金市民講座　18:30～かでる２．７　９階・940 研修室
12/19 戦争させない総がかり行動　18：00～大通西３丁目
12/27 仕事納め、書記局は 12 月 28 日～1 月５日まで閉鎖となります